

工事の施工状況の評価（工事成績評価）の実施について

（論点）質の高い社会資本整備を実現するとともに、優良な企業の育成を図るためには、工事の施工状況を適切に評価することがその前提になるが、その適切な実施を推進するためには、どのような取組みを行うことが必要か。

1. 基本的な考え方

- 工事成績評価は、監督・検査とは異なり、会計法及び地方自治法により実施を義務付けられているものではないが、入札契約適正化法に基づき閣議決定された適正化指針（ガイドライン）において、各発注者が実施すべきものとして規定されており、その実施が発注者に求められている。
- 昨今の建設投資の減少による過剰供給構造の深刻化を背景に、建設工事の質の低下が懸念される中で、高い施工能力を有する優良事業者を選定する必要性が高まっている。また、正当な評価が行われることにより、施工の質を向上させようとするインセンティブが事業者に働くこととなることも踏まえれば、個々の入札を切り離して取り扱うのではなく、事業者ごとに工事の施工状況を適切に評価すること等により、それ以降の入札につなげていくシステムを構築すべきではないか。このためには、客観的で公平な工事成績評価の実施が不可欠ではないか。
- しかしながら、市町村レベルにおいて、このための基準を策定し、また公表している発注者は必ずしも多くない。
- このように、発注者によっては、必ずしも十分な工事成績評価が実施されていない状況にあるものと考えられるが、工事成績評価の実施は、今後の公共工事を実施しうる企業の技術力を評価するために不可欠な要素であり、公平な競争の前提となるものであることから、その実施を

徹底する必要がある。

2. 具体的な検討事項

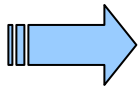
- 工事成績評価については、その活用の範囲を拡大していく観点や、発注件数の少ない市町村レベルにおいては近隣で工事を発注する主体とのデータの共有も必要となることが予測される等の実務的な観点から、できる限り発注者間で統一のとれたものとするべきではないか。
- 国土交通省の直轄工事において用いられている工事成績評価要領を基に、主として市町村が行う比較的小規模の工事にも適用できるように、地方公共団体向けの工事成績評価要領（案）を作成し、地方公共団体への普及を図るべきではないか。
- 市町村が、自ら工事成績評価を適切に実施することが困難である場合には、都道府県や国、あるいはその他の外部の第三者機関がその全部又は一部を行うことなどの支援も行うべきではないか。
- 市町村の担当職員の技術力向上のため、国や都道府県の工事成績評価の現場に立会い実地研修を行うことや、技術者育成研修等も行うべきではないか。
- また、評価の公正・中立性を高めることにも資することから、事業者からの苦情申告に係る仕組みの普及についてあわせて検討すべきではないか。

公共工事の成績評定

監督・検査とは異なり、会計法及び地方自治法により各発注者に義務付けられているものではないが、適切な履行の確保に加え、受注者選定の適正化にも資するものであること等から、入札契約適正化法に基づく適正化指針（ガイドライン）において、実施が求められている。

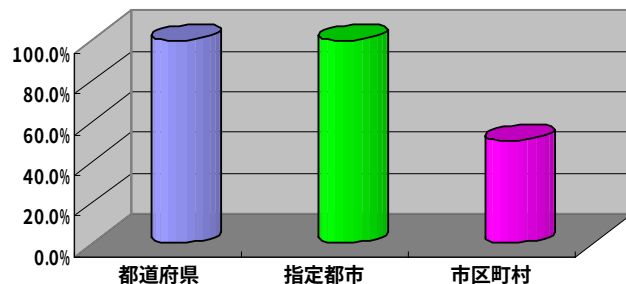
【適正化指針（抜粋）】

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うよう努めるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。



適正化指針等を踏まえ、国土交通省においては、優れた技術力、創意工夫への評価についてより加点を行うこととする一方、不良行為等に対する減点を大きくするよう評定実施要領を改正済み。

【地方公共団体における工事成績要領の策定状況】



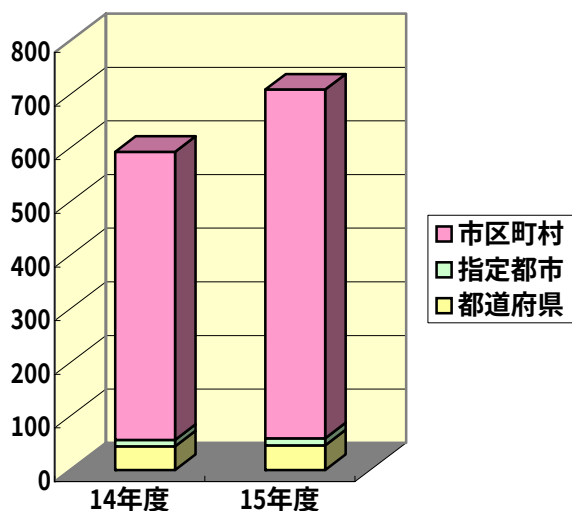
	策定済み	未策定
都道府県	47 100.0%	0 0.0%
指定都市	13 100.0%	0 0.0%
市区町村	1593 50.7%	1549 49.3%
小計	1653 51.6%	1549 48.4%

○ 地方公共団体における工事成績評定要領の公表について (平成16年3月末現在)

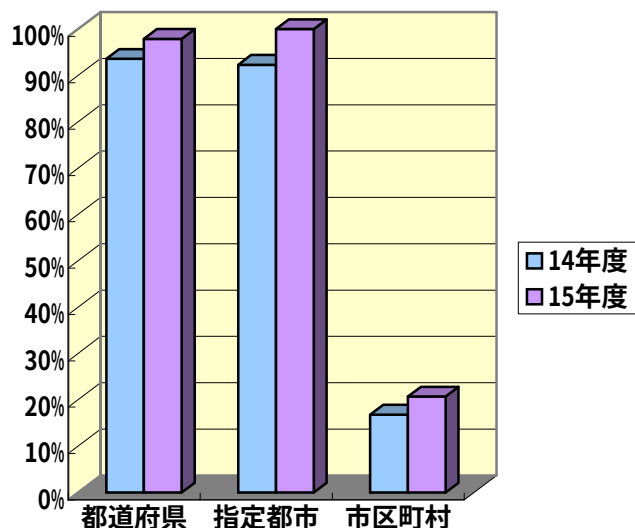
工事成績評定の要領は、工事の品質を確保するために重要な役割を果たすものであるが、その策定、公表の状況は、必ずしも十分ではなく、公表済み団体は1／4以下となっている。

	公表済み		公表予定		未公表		未策定	
	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
都道府県	44 93.6%	46 97.9%	2 4.3%	0 0.0%	1 2.1%	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	12 92.3%	13 100.0%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	537 16.8%	650 20.7%	247 7.7%	213 6.8%	739 23.1%	730 23.2%	1673 52.4%	1549 49.3%
計	593 18.2%	709 22.1%	250 7.7%	213 6.7%	740 22.7%	731 22.8%	1673 51.4%	1549 48.4%

公表済み団体数の推移



公表済み団体数の割合の推移



工事成績評定の実例（国土交通省の土木工事の場合）

国土交通省では、検査終了後、総括監督員・主任監督員・技術検査官の3名が工事成績採点表（下記）を使用し、工事成績評定を実施。

工事成績採点表〔完成、一部完成〕

平成 年 月 日 作成
地方整備局 工事事務所

工 事 名		契約金額（最終）																								
請 負 者 名		工 期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 完成年月日 平成 年 月 日																								
考 査 項 目		主 任 監 督 員					総 括 監 督 員					技術検査官（既済・中間）					技術検査官（既済・中間）					技術検査官（完成）				
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																				
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																				
2. 施工状況	I. 施 工 管 理		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15
	II. 工 程 管 理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5	0	-7.5	-15															
	III. 安 全 対 策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15															
	IV. 対 外 関 係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																				
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出 来 形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
	II. 品 質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	III. 出 来 ば え											+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5	
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2	+	(13)	0																						
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	+	(7)	0																						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3						+10	+5	0																	
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		± . 点					± . 点																			
評定点（65±加減点合計）※1		① . 点					② . 点																			
7. 評 定 点 計		. 点					〇既済部分（中間）検査があった					〇既済部分（中間）検査がなか														
8. 法 令 遵 守 等 ※6							-																			
9. 評 定 点 合 計 ※7		. 点					〇7. 評定点計（ . 点）																			
所 見 ※4		(主任監督員)					(総括監督員)																			

- 評価項目ごとにa～eで評価を行う。
- 「高度技術」「創意工夫」「社会性等」等では、一定範囲内で加点評価。
- 「法令遵守等」では、法令違反や公衆災害・労働災害の発生により、減点評価。

地方公共団体等での工事成績の活用を促進させるため、直轄工事成績データの提供を行うとともに、地方公共団体と連携してデータの拡充を推進

- ・直轄工事成績データを地方公共団体に提供することにより、工事成績評価を行っていない地方公共団体をはじめとして、企業評価において工事成績の活用を促進
- ・併せて、地方公共団体と連携して工事成績評価データの交換・充実に着手し、直轄における地方公共団体の工事成績の活用を推進

